



都営住宅（江戸川区地元割当） の入居者募集

都営住宅 募集戸数 **6戸**
【家族向】

対象：江戸川区内に家族で
居住されている方

※単身者の方は申込みできません。

◆入居は空き家が発生しだいとなり、おおむね令和8年12月ごろから令和9年8月ごろとなる見込みです。

◆申込みには、所得などに制限があり一定の資格が必要です。
申込資格を満たしていない方は、申込みできませんのでご注意ください。

**申込書
配布期間**

令和8年5月7日（木）～15日（金）

**申込書
受付期間**

令和8年5月7日（木）～21日（木）

申込方法

- ① 申込書に必要事項を記入の上、所定の2か所に85円分切手をはってください。
※切手をはっていない場合や料金が不足している場合は通知できません。
- ② 添付の封筒に申込書を入れ、110円分切手をはって郵送してください。
※切手をはっていない場合や料金が不足している場合は受け取りできません。
- ③ 申込みは郵送に限ります。（窓口で直接受け付けはしません。）
- ④ 申込みは受付期間中に江戸川区役所福祉推進課住宅係へ届いたもの（必着）に限り受け付けます。

ご注意

- ① 各申込みは、1世帯につき1通のみです。同一人の氏名を2通以上の申込書に記入するなどの重複申込みは、すべての申込みが無効となります。
- ② 申込書への虚偽の記入や記入もれのものは無効となります。
※なお、無効の申込書は区で処分させていただきます。

◆都営住宅（江戸川区地元割当）、同時期に東京都が実施している都営住宅（東京都全域）の入居者募集は、それぞれ申込むことができます。

申込代行業者は、江戸川区とは一切関係ありません。

目次

- 申込みから入居まで…………… 3
- 入居資格（家族向）…………… 4
- 入居者を募集する住宅…………… 6
- 住宅についてのご注意…………… 7
- 所得基準について…………… 8
- 申込者および同居親族ひとりずつの所得計算…………… 10
- 特別控除について…………… 14
- 申込書の書き方（記入例）… 15
- 都営住宅の募集案内…………… 16

〔申込書記入までの確認の流れ〕

○表紙の「申込期間・申込方法・ご注意」を確認してください。



○申込みから入居まで（3ページ）を確認してください。



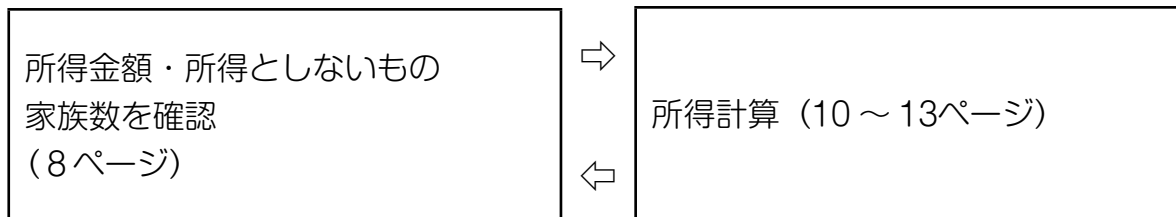
○入居資格（4、5ページ）を確認してください。



○入居者を募集する住宅（6ページ）から、申込みのできる住宅を確認してください。



○所得が基準内であるか、確認してください。



特別控除（14ページ）があるか確認



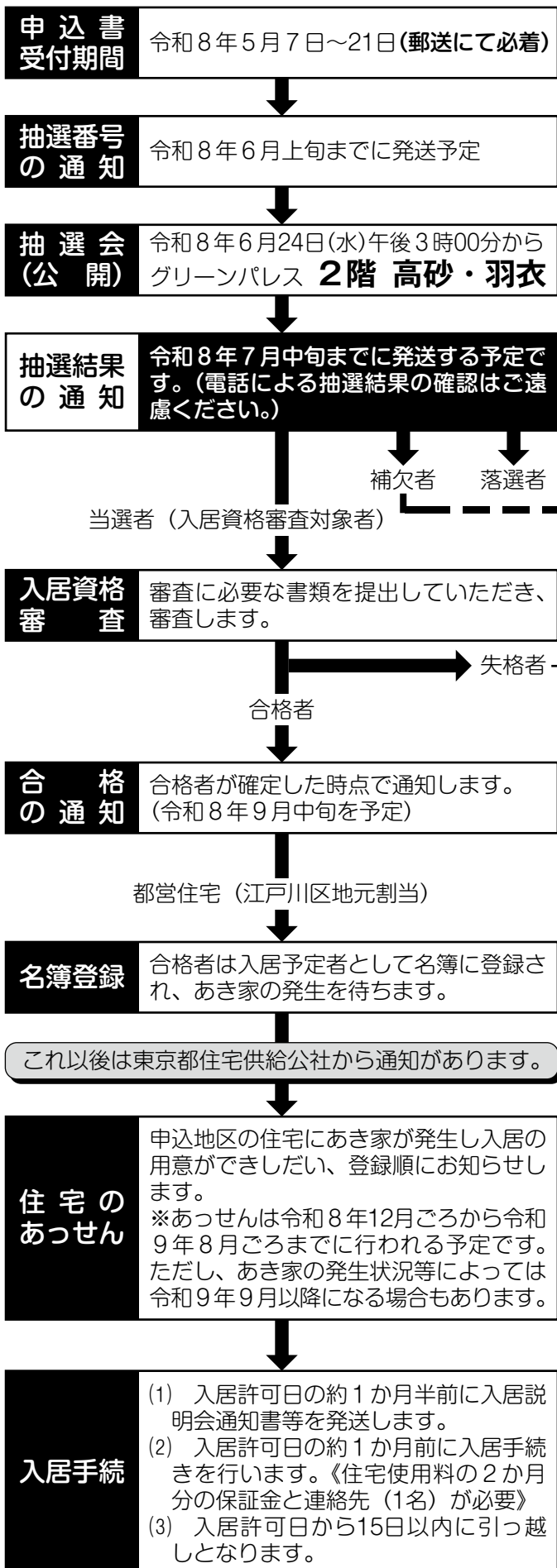
所得基準表（9ページ）で照合



○申込書に記入してください。 ※記入例（15ページ）を参考にしてください。

申込みをされた方は、抽選結果の通知が届くまで、この「しおり」を大切に保管してください。

●申込みから入居まで



申込後、住所が変わる方へ

- 最寄りの郵便局に転送届を提出し、抽選番号の通知などを受取れるようにしてください。
- 当選者及び補欠者となった方に限り、ハガキに「令和8年5月募集、①申込地区番号、②抽選番号、③新・旧住所、④電話番号、⑤申込者氏名」を記入して、江戸川区役所福祉推進課住宅係あてにお送りください。

抽選会(公開)

抽選会は来場された申込者の立会いのもとに行いますが、**当日会場においでにならなくても差しつかえありません。**

※以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は資格審査までにお支払いいただきます。

補欠者の繰り上げ

入居資格審査対象者に失格者が出た場合、抽選で補欠者となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
なお、失格者が出ない場合には繰り上げ措置はありません。

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F
電話 3498-8894

都営住宅(江戸川区地元割当)については、入居予定者の決定までを江戸川区が行い、それ以降の入居手続などは、上記の東京都住宅供給公社が行います。

●入居資格(家族向)

申込みできる方は、申込期間（令和8年5月7日～21日）内に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 江戸川区内に居住していること

(1) 申込者本人が江戸川区内に居住する成年者（18歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票で証明できること。

※成年者（18歳以上）…平成20年5月22日以前生まれの方

なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。

(2) 外国人については(1)のほかに、申込日から審査日までの期間中、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票で確認できること。

① 「永住者（特別永住者を含む。）」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」

② ①以外の在留資格の方は、申込日において、在留実績が1年以上ある方
（令和7年5月22日以前から在留している方）

2 同居親族がいること

申込期間内に一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（外国人の同居親族については、申込日から審査日までの期間中、在留資格を有しており、そのことが住民票で確認できること。）なお、「江戸川区同性パートナー関係に係る申出書等の取扱いに関する要綱」または「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に規定するパートナー関係にある方を親族に含みます。

(1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者（入居手続きのときまでに婚姻できること。）

イ 申込期間内に税法上の扶養関係にあること。

ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。（血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。）ただし、入居しようとする世帯が5ページの熟年者世帯または心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。

(2) 内縁関係の場合、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

(3) 同性パートナー関係で申込む場合は、資格審査のときまでに江戸川区同性パートナー関係申出書受領証または東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の交付を受けていること、かつ戸籍上の配偶者がいないこと。

(4) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み（ただし、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。）

イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※申込み後は、申込者および同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

3 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、9ページの所得基準表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。→8～14ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4 住宅に困っていること

- (1) 入居しようとする世帯員の中に土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません。(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含まれます。)ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。
- ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、申込住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本(滅失登記)を提出できる場合。
→資格審査のときに取りこわしの契約書等で確認します。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる場合。
※滞納等本人に帰責事由がある場合を除きます。
→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。
- (2) 入居しようとする世帯員の中に、公的な住宅(UR賃貸住宅、公社住宅、都民住宅、公営住宅等)の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の場合は申込みことができます。

住宅	区 分	資 格 要 件																
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃(共益費を除く。)の負担月額が、世帯の年間総収入額(事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。)を月額に換算した額の20%以上である場合																
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合 →資格審査時にUR、公社からの証明書で確認します。																
	ひとり親世帯(母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者(内縁、婚約者および同性パートナー関係にある者を含む。)のない方であり、同居親族が20歳未満の子だけであること。																
	熟年者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者(内縁、婚約者および同性パートナー関係にある者を含む) イ おおむね60歳以上の方(申込日現在57歳以上の方) ウ 18歳未満の児童																
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者																
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が申込住宅に入居できること。																
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給者世帯	申込期間内に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。 入居資格基準表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> <th>居住人数</th> <th>住戸専用面積(壁芯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>30㎡未満</td> <td>5人</td> <td>57㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>40㎡未満</td> <td>6人</td> <td>66.5㎡未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>50㎡未満</td> <td>7人</td> <td>76㎡未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>★壁芯とは壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。 ★住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</p>	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満
	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)														
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満															
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満															
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満															
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかる場合で、申込住宅に入居することにより片道30分以上短縮される場合(身体障害者手帳の交付を受けている方は通勤時間片道60分以上)																	
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者および障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです。(6ページ表中の仕様等欄でお確かめください。)なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関、浴室、トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家が発生するまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。																

- ※ 表中の18歳未満の方とは平成20年5月9日以降生まれの方
 ※ 表中の20歳未満の方とは平成18年5月9日以降生まれの方
 ※ 表中の60歳以上の方とは昭和41年5月22日以前生まれの方

5 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

●入居者を募集する住宅（単身者の方は申込みできません）

【2人以上の世帯】が申込みできる住宅

都営住宅（一般募集住宅）

→みず色の申込書と封筒を使用

今回、入居者を募集する住宅の戸数は、現在すでにあき家となっている数ではなく、今後、あき家が発生する見込みの数です。あき家が発生する都度、登録順位の上位の方からあっせんしますので、部屋・階層等の指定はできません。今回、募集する住宅の入居は、令和8年12月ごろから令和9年8月ごろの予定です。

申込みできる世帯	申込地区番号	住宅名 (主な所在地)	交通機関	募集戸数	間取り 専用面積 標準的な 月額使用料	エレベーター	建設年度	仕様等
単身者の方は 申込みできません 2人 の世帯	★ 1 地区	小松川三丁目第2 (小松川13-13)	JR総武線 「亀戸駅」から 都営バス「小松川三丁目」 下車徒歩4分	1 戸	1DK 32㎡ 18,600～36,600円	有	平成18	バリアフリー仕様
	★ 2 地区	江戸川五丁目 (江戸川15-1)	都営新宿線 「一之江駅」 下車徒歩15分	1 戸	2DK 33㎡ 18,200～35,800円	有	昭和44	スーパーリフォーム (平成15)
単身者の方は 申込みできません 2人以上 の世帯	3 地区	東葛西一丁目 (東葛西1-43)	東京メトロ東西線 「葛西駅」から 都営バス「新川口」 下車徒歩6分	1 戸	2DK・3DK 48～55㎡ 26,100～59,100円	有	平成元	—
	4 地区	江戸川三丁目第3 (江戸川13-24)	都営新宿線 「一之江駅」から 京成バス「八雲神社」 下車徒歩1分	1 戸	3DK 55㎡ 29,700～58,300円	有	昭和62	—
	5 地区	平井七丁目第3 (平井7-3)	JR総武線「平井駅」 から都営バス 「平井七丁目第三アパート前」 下車徒歩1分	1 戸	3DK 61㎡ 32,600～65,300円	有	昭和60～61	—
	6 地区	南篠崎町五丁目 (南篠崎町5-6 ほか)	都営新宿線 「瑞江駅」から 京成バス「上鎌田」 下車徒歩5分ほか	1 戸	3DK 63㎡ 35,300～69,300円	有	平成7	バリアフリー仕様

【注意事項】

- ◎世帯人数をご確認し申込みください。単身者の方は申込みできません。
- ◎同時期に東京都が実施している都営住宅（東京都全域）の入居者募集にも申込みできますが、それぞれ申込書が違いますのでご注意ください。
- ◎同じ色の申込書を2通以上出すと失格になります。

申込書は、それぞれ2か所に85円分切手が必要です！

★1地区と2地区は2人の世帯での申込みです。
ご注意ください。

●住宅についてのご注意

使用料について

住宅使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等によって決められます。例えば、所得の低い方が2DK（6畳・4.5畳・DK）の古い住宅に入居する場合は2万円程度から、やや所得の高い方が3DK（6畳・6畳・4.5畳・DK）の比較的新しい住宅に入居する場合は6万円程度になります。

なお、入居手続きの際には、保証金として住宅使用料の2か月分を納めていただきます。

- 「所得基準（特別区分）」（9ページ参照）で入居される方は、住宅使用料が上記金額より高額となる場合もあります。
- 所得が一定基準以下の世帯等は、申請により住宅使用料が減額される制度があります。

使用料のほかに入居者の負担する費用

エレベーター保守、台所流し用排水管清掃など共用部分の維持管理に要する費用は原則として入居者の負担となり、住宅使用料と同時に支払っていただきます。

また、団地居住者で組織する自治会等を通して、集会室などの共同設備の電気・ガス・水道料金などを負担いただきます。負担額は団地によって異なりますが、月額2千円から5千円程度となります。

その他の注意事項

駐車場について

団地によっては駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分はありません。その場合、利用者は抽選等により決定します。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は、団地外の駐車場をお探しく下さい。

テレビ受信設備について

地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。一部の住宅については、BS衛星放送が受信できます。

一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。この場合、衛星放送は有料になります。また、有料サービス（衛星放送、インターネットなど）についてはCATV事業者と利用者の契約となります。

犬・猫等の飼育について

犬、猫、鳥等の飼育はできません。

使用承継（名義変更）について

住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合に限り、原則として残された使用者（名義人）の配偶者およびパートナー（正式同居許可を受けている場合に限る。）のみに使用承継が許可されます。

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。

●所得基準について

(1) 申込みをする家族全員の所得を確認します。

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。
給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。
たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得は確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。
なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

10～13ページをご覧ください、申込者・同居親族ひとりずつ所得計算してください。

<所得としないもの>

- ① 次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金・労災保険の各種給付金、生活扶助料・支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
 - ② 給与所得、事業所得については、過去に収入があっても、申込期間（令和8年5月7日～21日）に退職、廃業で収入がない場合はその収入に限り所得を0円とします。
 - ③ 現在は収入があっても、次のアまたはイの理由により、令和8年7月末日までに退職することが申込期間に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得を0円とすることができます。
ア 結婚をするため イ 現在妊娠中で出産をするため
- ※②と③のいずれの場合も、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。

(2) 申込みをする家族全員の所得金額を合計します。

収入のある方の名前	(都営住宅の所得金額) - (特別控除金額) = (所得金額 A) 【10～13ページ】	【14ページの②】
	(円) - (☆ 円) = (円)	
	(円) - (☆ 円) = (円)	
	(円) - (☆ 円) = (円)	
所得金額 A の合計		(円)
特別控除金額 B 【14ページの①】		△ (円)
あなたの家族の差引所得金額 (Aの合計 - B)		(円)

(3) 所得基準表にあてはまる家族数を確認します。(申込みをする家族数と同じとは限りません)

$$\boxed{\text{家族数}} = \boxed{\text{申込者本人}} + \boxed{\text{同居親族数}} + \boxed{\text{申込住宅に入居しない、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養)の数}}$$

- 申込みのときに妊娠中の方がいる場合は、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は入居できます。
- 遠隔地扶養とは所得税法に基づいた同居していない扶養親族です。単に仕送り等をしているだけでは該当しません。

○所得基準表

家族数	所 得 金 額	
	一 般 区 分	★特 別 区 分
2人	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,948,000円
3人	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,328,000円
4人	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,708,000円
5人	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 4,088,000円
6人	0円 ～ 3,796,000円	0円 ～ 4,468,000円

●家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

所得基準を超える申込みは失格となります。

★特別区分とは…

① 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまること

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- (イ) 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定で1度～3度）
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上（昭和41年5月22日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族の全員が60歳以上または18歳未満（平成20年5月9日以降生まれ）であること。

③ 高校終了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいること。

④ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族に、厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者の方がいること。

⑤ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族に、海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいること。（厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。）

⑥ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族にハンセン病療養所入所者等の方がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

2 前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
 - 確定申告していない場合は13ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。
- ※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を12ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

所得金額等	事業等	①											
	農業	②											
	不動産	③											
	利子	④											
	配当	⑤											
	給与	区分	⑥										
	雑	公的年金等	⑦										
		業務	⑧										
		その他	⑨										
		⑦から⑨までの計	⑩										
		総合譲渡・一時 ⑪ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱ + ⑲ + ⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘ + ㉙ + ㉚ + ㉛ + ㉜ + ㉝ + ㉞ + ㉟ + ㊱ + ㊲ + ㊳ + ㊴ + ㊵ + ㊶ + ㊷ + ㊸ + ㊹ + ㊺ + ㊻ + ㊼ + ㊽ + ㊾ + ㊿	⑪										
		⑪から⑫までの計 + ⑩ + ⑪	⑫										

3 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を13ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ) 氏名
区分	支払金額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円
本人	源泉徴収会社配属先
特別障害者	その他の障害者
ひとり親	寡婦
	の有無等 一般 老人
	特定 老人
	その他
	16歳未満の扶養親族の数
	特別障害者の数

「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。12ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

2 現在の事業等所得を計算する

13ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

3 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定額通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を13ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書	
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)	
年金の種類	基礎年金番号・年金コード
	年金
	円
あなたにお支払いする年金額は、左の太フク内の金額になります。	

給与収入から給与所得を計算する

1 初めに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与(諸手当を含む)	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

【注】

- 給与(諸手当を含む)とは
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- 仕事先が2か所以上ある場合
それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意(「前年の所得」を計算する場合)

前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。
給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

計算上の注意(「現在の所得」を計算する場合)

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月数(A)が12か月ある場合は、給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

給与計(B)	円	+	賞与計(C)	円	=	収入	円
--------	---	---	--------	---	---	----	---

●働いた月数(A)が12か月ない場合は平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

給与計(B)	円	÷	月数(A)	か月	×12+	賞与計(C)	円	=	収入	円
--------	---	---	-------	----	------	--------	---	---	----	---

※申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得金額		都営住宅の所得金額
651,000円未満	0円		0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額 - 650,000円		税法上の 所得金額 - 100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	<p>●次のとおり、12か月分の収入額を端数処理します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">12か月分の収入額</div> ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください。	B × 2.8 - 80,000円	税法上の 所得金額 - 100,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円		

●「都営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を8ページの(2)の表の所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

①営業した年月	②収 入	- 必要経費	= 所得金額
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
年 月		-	=
合計 か月(A)	所得金額計		円(B)

【注】

- 月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。

収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計(B)	円	÷	月数(A)	か月	×12=	12か月分の所得金額	円
----------	---	---	-------	----	------	------------	---

計算した所得金額を8ページ(2)の表の所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄に当てはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上 <small>(昭和36年5月22日) 以前の生まれ</small>	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	
65歳未満 <small>(昭和36年5月23日) 以降の生まれ</small>	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	

- 「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスの場合は、0円としてください。
- 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、江戸川区役所福祉推進課住宅係へお問い合わせください。

計算した「都営住宅の所得金額」を8ページ(2)の表の所得金額欄に記入してください。

●特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㉞老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	①の特別障害者控除を受けられる方は、㉞の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉟特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者は含みません)で16歳以上23歳未満の方	
㊱障害者控除	1人につき 27万円	(1) 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 (5) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
㊲特別障害者控除	1人につき 40万円	(1) 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 (5) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 (6) 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 (8) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

①の特別控除金額の合計 万円 8ページの(2)の特別控除金額Bへ

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者および同居親族に、次の㉟または㊱にあてはまる方がいるか確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㉟寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。）	
㊱ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・「㉟ひとり親控除」に該当する方は、「㉟寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「㉟寡婦控除」や「㊱ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないことおよび年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

②の特別控除金額 万円 8ページの(2)の☆欄へ

●申込書の書き方

(記入例) ※太線内と申込書の裏面を記入してください。

申込者氏名のフリガナの最初の2文字を記入してください。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族も含む)を記入してください。
※ここに記入された方以外は入居できません。

8ページ(2)の表をもとに「都営住宅の所得金額」を記入してください。

14ページの特別控除にあてはまる方がいれば、該当する項目をマル(○)で囲い、特別控除金額合計欄に金額を記入してください。

職業をはっきり、具体的に書いてください。(会社員、パート、アルバイト、自営、年金、小学1年生、無職、求職中、生活保護など)

入居しない、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養)の人数を記入してください。

年金・恩給を受けている方はその種類を記入してください。

令和8年7月末までに結婚・出産するため退職しなければならない方で、退職後に無職・無収入になる方は、○年○月退職予定、会社名、理由を記入してください。

通知用の85円分切手(2か所)を忘れずにはってください。
切手をはっていない場合や料金が不足している場合は、通知できません。

6ページの地区番号のいずれか1つにマル(○)を記入してください。(申込書を入れる所定の封筒にも同じ地区番号を記入します。)
地区番号の記入もれ、不統一な記入、数字以外の記入などがあると無効となります。

都営住宅使用申込書 (令和8年5月 江戸川区地元割当)

江戸川区長 殿

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定者の決定を取り消されても異議のないことを誓約し、下記のとおり申込みます。

申込地区番号 **①・②・③・④・⑤・⑥**

入居を希望する申込地区番号(1~6のいずれか)にマル(○)してください。

2人以上の世帯の方が申込みできます。

抽選番号

申込者フリガナ	クス ノキ タ ロウ		住所	132-0021 江戸川区 中央1丁目4番1号 つつじ荘 201号室	
氏名	楠木 太郎		電話	03 - 3652 - 1151 区内居住年数 15 年	

現在、申込者を含め、**5**人で暮らしており、申込住宅には以下の**5**人で入居する予定です。

氏名	続柄	年齢	職業	所得金額	特別控除(○で囲む)	勤務先・事業所の名称等
申込者	本人	38歳	会社員	1,865,000円	老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	名称 さくら商事(株) 名称 (株)みどり産業 名称
楠木 花子	妻	36歳	〃	950,000円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	名称 (株)みどり産業 名称
〃 みずえ	子	15歳	中学3年生	0円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	名称
〃 はるえ	子	8歳	小学3年生	0円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	名称
〃 松	父	76歳	年金	200,000円	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	名称 厚生年金
合計人数	5人	遠隔地扶養 0人	世帯所得金額	3,015,000円	(特別控除金額合計) 100,000円	(所得金額合計-特別控除金額合計) 2,915,000円

↑↓上下の太線内を必ず記入してください。※裏面もあります。

郵便はがき

1320021

85円分切手
を必ずはってください。

住所 江戸川区中央1丁目4番1号
つつじ荘 201号室

氏名 **楠木 太郎 様**

(差出人) 江戸川区役所福祉推進課住宅係
〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号
電話 03-5662-0517 (直通)

申込地区番号 1~6のいずれかに○
①・②・③・④・⑤・⑥

※必ず世帯人数の条件を確認の上、申込地区番号に○をしてください。

太線内をご記入ください。

郵便はがき

1320021

85円分切手
を必ずはってください。

住所 江戸川区中央1丁目4番1号
つつじ荘 201号室

氏名 **楠木 太郎 様**

(差出人) 江戸川区役所福祉推進課住宅係
〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号
電話 03-5662-0517 (直通)

申込地区番号 1~6のいずれかに○
①・②・③・④・⑤・⑥

※必ず世帯人数の条件を確認の上、申込地区番号に○をしてください。

太線内をご記入ください。

● 申込書の裏面も記入してください。

申込書は、それぞれ2か所に85円分切手が必要です！

都営住宅の募集案内

年間募集予定

(1)【家族向・単身者向】 年4回定期募集

募集時期		募 集 の 内 容		備 考
5月	上旬	家族向・単身者向等(抽せん方式)	都 募 集	都募集の抽せん方式では、居室内で病死等があった住宅も募集する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。 ※地元割当募集は、募集がない場合もあります。
	中旬	一般募集住宅(抽せん方式)	地元割当募集※	
8月	上旬	家族向(ポイント方式)	都 募 集	
	中旬	単身者向・シルバーピア(抽せん方式)		
11月	上旬	家族向・単身者向等(抽せん方式)	都 募 集	
	中旬	一般募集住宅(抽せん方式)	地元割当募集※	
2月	上旬	家族向(ポイント方式)	都 募 集	
	中旬	単身者向・シルバーピア(抽せん方式)		

(2) 毎月募集(抽せん方式)

毎月中旬ごろに募集があります。

詳しくは東京都住宅供給公社ホームページでお確かめください。オンラインでもお申込みいただけます。

(3) 随時募集(先着順方式…オンラインでお申込みできます)

対象住宅は定期募集(年4回)、毎月募集で申込みがなかった住宅の一部で、基本市町部の住宅が対象です。最短で申込みから3か月程度で入居できます。

詳しくは東京都住宅供給公社ホームページでお確かめください。

※インターネットのご利用ができない方は電話でお申込みください。

随時募集専用ダイヤル ☎03-5467-9266

(4) お問い合わせ先

●東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター……………☎03-3498-8894

〔聴覚に障害のある方で、募集の内容について……………FAX03-3409-4527〕
 〔ご質問のある場合はFAXでご連絡ください。〕

●都営住宅募集の募集案内テレホンサービス……………☎03-6418-5571

プッシュ音の出ない電話機からはご利用になれませんのでご注意ください。

●東京都住宅供給公社ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>



東京都住宅供給公社
ホームページ

江戸川区役所 福祉推進課住宅係〈北棟2階〉

〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

電話 5662-0517 (直通)